

基礎講座第三講第三部(10月29日)完成版(2022年11月6日修正)

日本の安全保障と陣地戦の課題

文化知普及協会 境 毅

目次

I. 日本の安全保障の特殊性

1. はじめに—基礎講座で解明してきたこと
2. 憲法第9条の果たした役割
3. 憲法を超える不可視の拘束力の存在
 - 1) 吉田・アチソン交換公文
 - 2) 60年安保改定期の基地密約
4. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史
5. 今後の課題

II. 憲法を超える不可視の拘束力

1. 吉田・アチソン交換公文
 - 1) 国連安保理決議第84号(1950年7月7日)(矢部、183~4頁)
 - 2) 吉田・アチソン交換文書(241~243頁)
 - 3) 矢部の解説
2. 60年安保改訂期の基地権密約
 - 1) 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約
 - 2) この密約に至る駐日大使と藤山外相と間の交渉過程
 - 3) 行政協定と地位協定との対比

III. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史

はじめに

1. 第2章 講和条約第三条と安保条約
 - 1) 講和条約第三条
 - 2) 講和条約第三条の成立過程
2. 第3章 「三条失効」論
 - 1) 先例としての「奄美返還」
 - 2) 土地収用をめぐる国会論戦
3. 国連加盟と安保条約の改定
4. 沖縄返還

IV. 日本の安全保障の課題

I. 日本の安全保障の特殊性

1. はじめに—基礎講座で解明してきたこと

この講座に参加されているみなさんへ

次の言葉についての皆さんの頭にある概念を次のような概念に更新してください。

① 陣地戦

現代社会の陣地戦とは、市民社会を圧倒的な力量で支配している資本と国家によって形成されている陣地に対抗して、こちら側の陣地を創り出す抗いのこと。この抗いは政治運動ではなくて社会運動である。

② 市民社会

市民社会とは、資本主義的生産様式や、国家の部分的領域をも含んだ広い概念とする。従来の市民社会と国家を分離する理解や、それをコミュニケーション関係に限定する狭義な理解を退ける。このように捉えることで、市民社会での資本への抗いや、国家の経済的機能（官僚に担われている）への抗いを理解することができる。

③ 資本への抗い

資本による支配の秘密は、商品から貨幣の生成過程にみられる商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為から解き明かされるべき。商品所有者たちは、商品というモノに自分の意志を預けることによってはじめて貨幣の生成を実現する。これが商品所有者たちが商品に意志支配される事態を生み出す。さらに、この貨幣生成行為は、一回限りのものではなくて、商品所有者たちが自らの生産物やサービスを値付けして市場に商品として登場させる都度繰り返されている。だから市場がより高度な交易関係になると貨幣は死滅する。

資本による意志支配は、この商品における意志支配の発展形態である。資本家も賃労働者も、資本（資本は貨幣形態、商品形態、不変資本、可変資本等々の諸形態をとめない、かつ自己運動でこの諸形態を回転させながら自己増殖する価値）は、そのさまざまな局面での物的姿態において、資本家と労働者の意志を支配する。

商品・貨幣における意志支配も資本における意志支配も、人々はモノに意志を預けるので、これが意志支配とは意識されず、逆に自らの自由意思でモノをコントロールしているという観念に支配されている。

これが資本に対する抗いの困難性をもたらしている。

④ 国家とその官僚制への抗い

国家はその官僚制と税金によって、民間部分の事業に浸透し、日本では雇用労働者数で民間よりも多くを占めるようになってきている。例えば、国家が旗を振って新規事業を創生しようという試みは、敗戦後ならいざ知らず、今日では逆に日本経済の停滞をもたらす原因となっている。まともな資本主義が求められているが、それを岸田のように上から作ろうという発想自体が時代遅れだろう。

⑤ 陣地戦の目標

当面はよりよい社会の創造であり、日本では資本と国家官僚に抗って、自治的な経済活動を作り出すことである。ここでは陣地戦を力の源泉とした新しい政治の創造が問われるが、この問題は次回の課題である。

2. 憲法第9条の果たした役割

憲法第9条の条文は次の通りです。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

この憲法第9条に規定され、講和条約締結時の日本は、軍隊が存在しない国家の防衛をどうするか、という難問に直面していました。

日本政府の政策の変遷の具体的経過については、加藤典洋の諸著作で解明されていますが、ここでは、対米従属が政府自民党の基本政策として定着していく原因をまずは、憲法を超える不可視の拘束力に求め、その存在を解明します。本報告Ⅱ.での資料のまとめをここでつけておきます。

3. 憲法を超える不可視の拘束力の存在

1) 吉田・アチソン交換公文

① 国連安保理決議

いまも生きている 1950 年 7 月 7 日の国連安保理決議

この決議は、50 年 6 月に始まった朝鮮戦争に対して、アメリカが朝鮮国連軍を組織した時のもの。朝鮮戦争は停戦中なので、講和が成立するまで、決議は有効である。

② 吉田・吉田・アチソン交換公文

これはプラザホテルでのサンフランシスコ平和条約締結後、米軍基地に移動し、吉田首相ひとりが安保条約にサインするが、その後に署名した文書で公開されていない。

安保条約の原案と、後に吉田・アチソン交換公文を名づけられた書簡の原案は、1951 年 2 月 2 日から始まるダレスとの平和条約と安保条約との交渉の最終日、2 月 9 日に提示されていた。このときの交渉で、平和条約、安保条約だけでなく、日米行政協定と日米合同委員会の設置が合意されていた。

ポツダム宣言は講和後の占領軍の撤退を掲げていたが、日米両政府は、憲法 9 条で軍備を持たない日本の安全保障のために、占領下と同様の米軍基地を日本と沖縄に置き続けるための法的な措置を編み出そうと努力していた。

1950 年の安保理決議は、極東の戦争状態のもとでの日本の安全保障を規定したものであるが、吉田・アチソン交換公文によって、それが今日まで継続されることとなった。

2) 60 年安保改定期の基地密約

① 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約

安保改定後も米国の基地権はそれまで同様に継続されるという密約。

② この密約に至る駐日大使と藤山外相との間の交渉過程

日本の場合、交渉に関して議事録も作らず、関係者に周知することもないが、米国では、交渉ごとについても文書による報告義務があるようだ。それだけでなく外交上の極秘電報まで、30 年後には公開される。

この電報で日本の当局の姿勢が描かれているが、これは自民党政治では一貫して変わっていない。

タテマエとホンネ。見かけは平等な条約にするが、密約によって占領状態が継続されている。

4. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史

この項目については資料に即して報告します。

5. 今後の課題

1955 年～1980 年代末 対米従属の下での経済の高度成長

米国との貿易摩擦

為替の是正 プラザ合意

1990 年～現在 対米従属の下での経済停滞

日本は今や国家破産の状況にある。これに対応できる緊急の政策提言が求められている。

II. 憲法を超える不可視の拘束力

1. 吉田・アチソン交換公文

1) 国連安保理決議第 84 号 (1950 年 7 月 7 日) (矢部、183~4 頁)

安全保障理事会は、大韓民国に対する北朝鮮からの武力攻撃は平和への侵害であると決定し、国際連合加盟国が武力攻撃を撃墜し、その地域における国際平和と安全を回復するために、大韓民国に必要な支援を与えることを勧告し、

① (略)

② (略)

③ 前記の安保理決議 (82 号と 83 号) にしたがって兵力その他の援助を提供するすべての加盟国が、それらをアメリカ合衆国にゆだねられた統一指揮権にもとに利用させることを勧告する。

④ アメリカ合衆国に対し、それらの軍隊の司令官を任命することを要請する。

⑤ 北朝鮮に対する軍事行動において、統一指令部が自身の判断によって国際連合旗を、参加国の旗とならべて使用することを容認する。

⑥ (略)

2) 吉田・アチソン交換文書 (241~243 頁)

国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国連がこの憲章にしたがってとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国連にあたえることを要求する国連憲章第 2 条にかかげる義務を引き受けることとなります。①

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮におこりました。これに対して、国連およびその加盟国は、行動をとっています。1950 年 7 月 7 日の安全保障理事会決議にしたがって、合衆国のもとに国連の統一指令部が設置され、総会は、1951 年 2 月 1 日の決議によって、すべての国および当局に対して、国連の行動にあらゆる援助をあたえるよう、かつ、侵略者にいかなる援助あたえることも慎むように要請しました。連合軍最高司令官の承認を得て、日本国は施設および役務を国連加盟国でその軍隊が国連の行動に参加しているものの用に供することによって、国連の行動に重要な援助をこれまであたえてきましたし、またいまもあたえています。②

将来は定まっておらず、不幸にして、国連の行動を軍事支援するための日本国における施設および役務の必要が継続し、または再び生ずるかもしれません③ので、本長官は、平和条約の効力発生後に 1 または 2 以上 (=単数または複数) の国連加盟国の軍隊が極東における国連の行動に従事する場合④には、当該 1 または 2 以上の加盟国がこのような国連の行動に従事する軍隊を日本国内およびその付近において軍事支援することを日本国が可能にし、便宜をはかる⑤こと、または日本国と当該国連加盟国との間で別に合意されたとおりに負担することを、貴国政府に代わって確認されれば幸いです。合衆国に関するかぎりは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定にしたがって合衆国に供与されるところをこえる施設および役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

ディーン・アチソン

1951 年 9 月 8 日

日本国内閣総理大臣 吉田茂殿

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(アメリカ側の公文書がそのまま挿入されている)

大臣は、貴長官に敬意を表します。

日本国内閣総理大臣外務大臣 吉田茂

1951年9月8日

アメリカ合衆国国務長官 ディーン・アチソン殿

3) 矢部の解説

アチソンからの書簡に①～⑤のしるしが入れてあり、それらの文書への批判が述べられている。

①について

日本はまだ国連には加盟していないのに、加盟国の義務だけ負わされている。(240頁)

②について

日本は自発的に国連軍を支援したと述べられているが、実際には占領下でGHQの指示に従って米軍を軍事支援しただけ。警察予備隊は空になった日本の米軍基地対策として、命令によって創設された。(242頁)

③について

朝鮮戦争以外の戦争でも国連の行動に対する軍事支援に協力する義務を負わされている。(244頁)

④について

ここがマッカーサー解任後の第一次修正で変更された部分で、「国連加盟国の軍隊が、極東における国連の行動に従事する場合」日本が援助するという拡大解釈が可能なものとなった。(244頁)

⑤について (最大のトリック)

「最大のトリックは、現実には『支援される加盟国の軍隊』も『支援する加盟国』の軍隊も、どちらも米軍だということです。・・・国連軍の名のもとに日本に戦争支援の義務を負わせながら、現実には支援を受ける米軍は、国連からの拘束を一切受けずに、自由に軍事行動を行うためでした。」(245頁)

2. 60年安保改訂期の基地権密約

1) 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約

1959年12月3日に合意した密約

①日本国内における合衆国軍隊の使用のため、日本政府によって許与された施設および区域〔＝米軍基地〕内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定〔＝日米地位協定〕の第3条1項の改訂された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定〔＝日米行政協定〕のもとでと変わることなくつづく

②地位協定のなかの「関係法令の範囲内で」という表現に関して、もし日本の法律が米軍の権利をじゅうぶんに保障しない場合は、それらの法律の改正について、日米合同委員会で協議する

矢部による要約 「在日米軍の基地権は、1960年に調印された日米地位協定の第3条1項によって、それまでの日米行政協定の時代と変わることなくつづく」(69頁)

2) この密約に至る駐日大使と藤山外相と間の交渉過程

マッカーサー駐日大使からワシントンにあてた極秘電報

かれ〔藤山外務大臣〕は、行政協定について提案をしてきました。日本政府は本質的にいって、行政協定を広く実質的に変更するよりも、見かけを改善することを望んでいます。そ

の場合には、圧倒的な特権が米軍に与えられ、実質的な〔改定〕交渉にはならないでしょう<1959年4月13日> (71頁)

私は行政協定の実質的な変更を避けるよう、岸と藤山にずっと圧力をかけつづけてきました。岸と藤山はわれわれの見解を理解しています<1959年4月29日> (72頁)

3) 行政協定と地位協定との対比

① 日米行政協定 (1952年) 第3条1項 (後半)

合衆国は、また、前記の施設及び区域〔＝米軍基地〕に隣接する土地、領水および空間または前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛および管理のための前記の施設および区域への出入りの便をはかるのに必要な権利、権力および権能を有する。本条で許与される権利、権力および機能を施設および区域外で行使するに当たっては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

② 日米地位協定 (1960年) 第3条第1項 (後半)

日本国政府は、施設および区域〔＝米軍基地〕の支持、警護および管理のための合衆国軍隊の施設および区域への出入りの便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設および区域に隣接し、またはそれらの近傍の土地、領水および空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。(77～8頁)

矢部の批判 行政協定の「米軍が絶対的な管理をもつ」から、地位協定の「日本国政府が、関係法令の範囲内で必要な措置を執る」への変更は見せかけ。1)の②によって、これは行政協定と変わらないものとなっている。(80頁)

III. 沖縄をめぐる米国との抗いの歴史

はじめに

平和条約締結後も沖縄は米軍の統治下におかれ、潜在的な主権は日本にあるとされていましたが、日本国憲法は適用されない、いわば占領の継続がなされました。この憲法を超える法体系に抗った歴史的過程をまとめ上げた著書、豊下・小関著『沖縄 憲法なき戦後』(みすず書房、2018年)での米国の統治に対する抗いの過程の要約をします。憲法が施行されている日本本土の憲法を超える不可視の拘束力と、憲法が施行されてはいなかった沖縄の米軍統治への抗いを対比することで、教訓を引き出したいです。

1. 第2章 講和条約第三条と安保条約

1) 講和条約第三条

講和条約第三条は、独立後の日本の領土を定めた条文で、そこで沖縄の処理が定められていました。まずは条文を上げておきましょう。

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」(『沖縄 憲法なき戦後』、42頁)

この条文は、沖縄(琉球諸島)についてまずは合衆国が信託統治におくことを国連に提案すること、この提案が行われるまでは、合衆国が占領時と同様の権力を行使すると定めたものでした。

国連憲章は、第二次世界大戦の勝者である連合国（米・英・ソ、他）と、敗者である枢軸国（日・独・伊）との間の戦後処理を含んだもので、そこにおいて戦勝国と敗戦国の地位は明確に分けられていました。そして、信託統治についての規定も、枢軸国の植民地や領土を処理する一つの方法として定められていました。

（注）

国際連合憲章は、国際機構に関する連合国会議の最終日の、1945年6月26日にサンフランシスコ市において調印され、1945年10月24日に発効しました。

その前文は「われら連合国の人民は、」ではじまり、第53条と第77条には「敵国」という文言があります。

アメリカが主導した国連は、植民地主義の排除を理念として掲げていて、戦勝国の植民地にもこの効力は及び、戦勝国の多くの植民地はそれぞれの経過を経て独立して行きます。さらに、中国で、社会主義を掲げた毛沢東が中華人民共和国を建国し、また、アジア・アフリカで植民地独立運動が展開される中で「東風が西風を圧する」という事態になっていました。

このような情勢の下で、沖縄で占領状態を続けることは、ポツダム宣言に違反すると同時に、植民地支配という疑念を国際社会に抱かせます。まずは第三条がこのような形でまとめられた経過を、豊下の著書に即してみていきましょう。

2) 講和条約第三条の成立過程

冷戦による米国の政策転換

沖縄に対する基本方針について、米国内部で深刻な対立がありました。「軍部やマッカーサーは沖縄を日本から分離して米国の支配下におくべきと主張したのに対し、国務省は日本への返還を求めた。」（同書、42～3頁）のでした。国務省の考え方の背景にあるのは、第二次世界大戦が、ファシズム対連合国で、連合国は建前上植民地支配を否定していたことにあります。ポツダム宣言にも「日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるへし」とあり、国務省は、沖縄は「諸小島」にあたるとみなし非軍事化して日本に返還すべきと主張していたのです。

この対立は冷戦の始まりによって、変化していきます。国務省のジョージ・ケナンは冷戦思考で米国の対日政策の根本的な再検討に乗り出しました。

1948年3月に日本を訪問し、沖縄も視察したケナンは、長文の報告書をまとめあげました。そこでケナンは「『米国が沖縄に恒久的に施設を有する意思があるということについて決断すべきである。そしてそれにしたがって、琉球の基地の開発を進めるべきである。国務省は、諸島に対するわれわれの恒久的な戦略的支配を可能にするような国際的認可を確保するという問題について、直ちに研究を開始しなければならない』と強調した。

このケナン報告にもとづいて国家安全保障会議（NSC）がまとめあげた、沖縄を『長期的に保持する』『沖縄および沖縄周辺での軍事基地の拡充』するとの文書を、トルーマン大統領が翌49年5月6日に承認した。こうして、米国による沖縄『長期』保有の方針が『国策』となった。」（43～4頁）

ダレスの潜在主権論

沖縄の問題については、連合国の中でも、日本が沖縄の主権を放棄すべき、あるいは復帰すべき、というように意見が割れていました。それを考慮して、ダレスは次のように述べました。

「最良の公式は、日本に潜在主権を残しつつ、米国を施政権者とする国連信託統治下におくことであるとする。」（48頁）

主権を奪ってしまった時のダレスの危惧として豊下は、①沖縄での主権奪還闘争がはじまる。②ソ連が沖縄の主権が日本にあることを求める。③国連が沖縄とその住民の問題を扱う。④米国がごまかしによって沖縄の主権を事実上獲得したと非難される、という4点をあ

げています。

国連の信託統治制度

ここで、国連の信託統治制度について触れておきましょう。国連憲章、第12章 国際信託統治制度は、第75条から85条まであります。もともと国際信託統治は、ルーズベルトが、ヨーロッパ諸国の植民地を、民族自決の原則に基づいてどう処理するかという問題意識から提案したもので、例えばもともとフランス領であったインドシナが日本の占領から解放された段階でふたたびフランスに返されるべきではない、と考えて、これを国際信託統治のもとにおくことの必要性を訴えていました。(51頁)

このルーズベルトの構想を背景として、1942年2月には国務省内に、植民地問題に関する政策立案を担うべく戦後外交政策諮問委員会の下部組織として政治小委員会が設けられ、ここで、ヨーロッパ帝国主義を弱めることを念頭に、自治が準備されていない従属地域には国際信託統治に置かれることなどを規定した「国際信託統治に関する立案文書」もまとめられ、42年から43年にかけては信託統治下におかれる従属地域の自治から独立への移行が議論の焦点となりましたが、やがて、従属地域の不安定さがアメリカの安全保障に脅威となる場合、といった安全保障の問題が大きな比重を占めるようになっていきます。(51頁)

その結果、例えば対日戦争でマーシャル群島を制圧した米軍が、軍によりこれを併合しようという意志が表明されたときに、国務省が待ったをかけ、単独の奪取は植民地主義という非難を受けることを警戒しました。これは米国による国際信託統治構想が脱植民地化を装うことで、基地の確保を可能とするための手段として位置づけられていると豊下は述べています。(52頁)

米国は、英国の植民地であり、独立戦争によって独立したという歴史的経過があり、従属国に対するあからさまな植民地支配は避けていました。その代わりに従属国や従属地域には米軍基地を置き、それによって従属国や従属地域に影響力を与えるという基地帝国であり、その地域に基地を置くことが最優先課題だったのです。

2. 第3章 「三条失効」論

1) 先例としての「奄美返還」

奄美と沖縄の分離

1952年8月15日、米統合参謀本部のポスト講和期における米国の対沖縄政策で上げられた選択肢は次のようなものでした。

①現状維持、②信託統治、③基地協定を維持したうえでの返還、④日本との共同主権、⑤米国への併合 (88頁)

ダレスも指摘しているように、「第三条によってアメリカに与えられた権利と特権をいか様に行使するかについては米政府の意見が煮つまっておらず」(88頁)という状況でした。

信託統治のデメリットとして、日本が国連に加盟した場合、国連の加盟国となった地域には信託統治は適用されないという憲章第78条の問題などが意識されていました。

この時は現状維持を選択しています。(89頁)

1953年時点での米国政府の認識は次のようなものでした。

「(ダレスは)そこでの統治が『厳しい戦時の性格と帯びており、その結果沖縄の人たちの90パーセントが米国を憎んでいる』と指摘し、『時代遅れの戦時指令を取り除いて文民統治に移行させる』ことによって事態を改善させるべきと主張した。」(92頁)

このような現状認識から、奄美は基地としての重要性が低いので、返還すべき、という見解が形成されていきます。

日米間の交渉

8月8日、吉田と会談直後、ダレスは声明を出し、日本政府と合意できれば、奄美に対する諸権利の放棄する意志を明確化しました。(94頁)

返還をめぐる軍部と国務省との意見対立は、日本に返還して、緊急事態の時に日米合同委員会などの手続きを待ってられない(軍部)、というものであり、これが沖縄は返還しないという米国の本当の理由ですが、奄美返還では密約で軍部の意見を反映させます。(95頁)

10月末に妥協しましたが、それは次のような内容でした。

「奄美に関して特別協定を結ぶことは避け、代わりに日米間の交換公文のなかで、『奄美群島と沖縄との間に存在する特別の戦略的関係を日本が認める』との一文を記し、それに併せて『非公開の議事録』において、空域と領水へのアクセス、土地の調査をおこなう権利、レーダーシステムを妨害する装置の除去、レーダーシステムの保護、将来必要となる新たな施設の確保などを明記する、というものであった。」(95～6頁)

1953年12月24日、奄美返還協定が調印されました。

返還協定にともなう日米合同委員会で「秘密議事録」が作成されました(英文は公表されている)。これは沖縄返還時の密約の先取りでした。(97頁)

ブルースカイ・ポリシー

奄美と違い沖縄を従来通り米軍の支配下におくことの日本国内の反対運動や、その他の諸国が抱えている疑問に対応できる論拠が必要だという認識に達したダレスは、返還調印後の記者会見で次のように述べました。

「極東に脅威と緊張の状態が存する限り」、米国が「現在の権限及び権利を引き続き行使することが、アジアおよび世界の自由諸国の平和と安全保障への協力が成功するために肝要であると信じる」(99～100頁)

これが、ブルースカイ・ポリシーと呼ばれるもので、極東での緊張がなくなり、いわば青空がよみがえるまで、沖縄の現状は変更しないという新たな見解を表明したのです。

三条の文脈の破壊

すでに指摘したように、三条は、米国が沖縄を信託統治のもとにおくことを国連に提案するという前段と、それを前提にそれまでは米軍が沖縄に対する施政権を行使するという二段階の構造となっています。

豊下は、米国が「信託統治の提案を行わない」という意思決定を下す一方で、米国が無期限の沖縄支配を宣言するということは、あたかも前段が存在しないかのように振る舞うことを意味しており、後にくわしく論じるように、三条の失効という大きな批判を巻き起こすこととなった。(101頁)と述べて、国会での三条失効論について論じています。これについては紹介しませんが、豊下は、ダレスの「ブルースカイ・ポリシー」＝「極東に脅威と緊張の状態が存する限り」は三条に記載がなく、これで米国の立場を補強することはできない、と述べています。

これらは、沖縄支配の国際法上の根拠の喪失を意味し、米国もそれに気づいていました。

米国は奄美は返還したが、沖縄は応じないということの意味、一切の制約なき軍事行動の自由を沖縄において確保することの意味について、豊下は次のように述べています。

「何十万という膨大な数の住民を“無憲法状態”におくことが『自由世界』の安全保障を確実なものにする大前提だ、という論理そのものである。」(103頁)

この矛盾をダレスは「日本はアジアにおける安全保障を高めるために必要な義務を何ら果たそうとしていない」(104頁)と変化球を投げました。これは明らかな論点ずらしでした。

「とはいえ、沖縄の返還問題と、再軍備・防衛力の増強による日本の『自由世界』への軍事的貢献の問題とをリンクさせる論理が、この後の日米関係を呪縛していくこととなる。」(104頁)

2) 土地収用をめぐる国会論戦

軍用地の収用問題について

講和以降、60年の安保改定までは、国会で日本の安全保障や、沖縄の米軍支配に関する議論がなされています。豊下はそれらについて詳細に紹介していますが、ここでは、「琉球諸島住民の実情」が国会で報告され、その後朝日新聞が沖縄特集を行って、日本で初めて沖縄問題が世論の関心事となった経過についてだけ紹介しておきましょう。

まず、米国が沖縄での基地増強のための予算を計上したことから、沖縄では基地予定地の米軍による強制的な土地収用が行われました。これが国会で取り上げられたのです。

「さて、沖縄の返還問題を日本への『不信』の問題とリンクさせる論理が国会で展開されていた当時、沖縄では米国による支配の前提を揺るがすような事態が生じていた。それが、米軍用地の強制収用問題である。米国政府は、中国の国共内戦で共産党勢力の勝利が時間の問題となってきた1949年7月に、翌年度予算で沖縄の軍事施設費を計上することを決定し、沖縄での本格的な基地建設に後出した。問題は、基地建設のための土地収用であった。」(115頁)

沖縄統治の原則は、日本の降伏以前の1945年4月5日に公布された米海軍政府布告第1号(ミニッツ布告)でした。占領軍としての戦時行政が継続していて、土地収用も地料支払いや、損害賠償もなしでした。

講和後の53年4月に「土地収用令」が公布され、「米軍が白羽の矢を立てた土地は、地主の意思にかかわらずいつでも権利を獲得できる」(116頁)ようになりました。

「これに対し、同年5月5日には立法院が土地収用令の撤廃要請を決議するなど抵抗運動が盛り上がったが、米軍側は各地に武装米兵や戦車さえも出動させて強制的に土地収用を進め、沖縄本島でいえば56年3月末までに総面積の約12%が、伊江島では67%以上が軍用地として米軍に接收された。」(116頁)

このような事態の進行を受けて、1954年2月17日、衆議院外務委員会で、琉球諸島住民の実情についての参考人からの意見聴取が行われたのです。

沖縄出身元大蔵官僚の神山政良が参考人として発言しました。(116頁)

1952年2月29日の「琉球政府設立に関する布告」は文面は民主主義的だが、米民政府は、拒否権を持っていた。立法権は立法院に属するとか、行政権は行政主席に属するとか、基本的自由は公共の福祉に反しないかぎりこれを保証するとかの文言があるが、拒否権を米軍が持っていた、と述べた後、次のように指摘しています。

「ほんとうの立憲政治は行われておりません。相かわらず軍政府のものと独裁政治というものになっております。」(117頁)

1953年4月1日の立法院の選挙で、米軍当局の反対した候補者が当選したら、その選挙は無効とされたし、行政主席はまだ公選が行われていないのです。

「実際の価格の約一割か二割くらいにしかならない」「収用の仕方が非常に乱暴である。」(117頁)

沖縄の悲惨な状況が全国的に知れ渡ったのは、後で述べる1955年1月に朝日新聞が「米軍の『沖縄民政』を衝く」という特集記事を掲載して以降のことでした。(118頁)しかし、国会ではすでにみたように一年近く前からその実情が明らかにされていたのです。

改進黨並木芳雄が質問で、安保条約のもとで沖縄も本土並みにすることをアメリカが拒否する理由を問いました。

これに対する岡崎外相の答弁は、本土では憲法が施行されており、表現の自由や報道の自由、デモや集会の自由があり、基本的人権が保障されているので、これが沖縄に持ち込まれると米軍の行動に重大な制約が課されることになり、米国は沖縄の現状を死守したい、というものでした。

日本本土での抗いは、石川県の内灘での反基地闘争があり、そして決定的だったのが、ビキニ環礁での核実験で、第五福竜丸が被爆し、広範な反核・反米運動が起きたことでした。

海兵隊は本土から沖縄に移駐し、沖縄は核の島として要塞化されることになります。

1954年4月30日、立法院で「軍用地処理に関する請願決議」が採択されました。一括払い反対、土地の完全補償、米軍による一切の損害の適正賠償、新たな土地の接收反対、の四原則が掲げられました。

1954年末に吉田政権が崩壊し鳩山政権が成立します。そして、翌年朝日新聞の特集がはじまるのです。(120頁)

朝日新聞の沖縄特集の衝撃

朝日特集の背景について豊下は次のように述べています。

1954年1月に那覇在住の米宣教師オーティス・ベルが米雑誌に「沖縄住民に対してフェア・プレイを」という米軍批判の論文を投稿、これを読んだ国際人権連盟議長でアメリカ自由人権協会の設立にもかかわったロジャー・ボールドウィンが目にしたことであった。彼は占領期にマッカーサーの顧問として来日し、日本の自由人権協会の立ち上げに寄与した。このような経過があって、ボールドウィンは、自由民権協会に沖縄の人権問題を調査するように依頼。10か月にわたる協会の調査の成果が特集記事となった。(120頁)

この経過を見ると、日本人が、沖縄の調査をしようという発案すらできなかったこと、米国は、まずは調査から手を付けるという手順を確立していることがわかります。

それはさておき、その反響に驚いた米極東軍総司令部が3日後に反論します。

朝日が再反論し、多くのメディアも特集記事を組んだことで本土において沖縄問題をめぐって世論が大いに喚起されることになりました。

1955年1月末にはカルカッタでアジア法律家会議が開催され、沖縄における人権問題が討議され、沖縄問題は国際的な広がりを見せました。

ボールドウィンの問題意識は、政治的立場は反ソ・反共ですが、共産主義者のプロパガンダに利用されないために正当な手続きと民主的協議というアメリカの原則を実行したとしても軍事的安全が脅かされることはない、というものでした。1956年12月那覇市長選で瀬長亀次郎が当選すると、米軍当局は追放処分にしましたが、これにも彼は批判していたのです。

「つまりボールドウィンが問うたのは、安全保障を理由に、なぜ人権や民主主義が抑圧されねばならないのか、という根本問題であった。実は、これこそが沖縄問題の核心に位置する問題であり、米国ばかりでなく、日本政府に対しても正面から突き付けられる問題に他ならなかった。」(123頁)

こういう問題を受け止めることは、官僚支配によって臣民化された日本人にとっては恐ろしく苦手です。日常会話で政治のことを話題にできないというような関係性では、受け止められません。日常生活からの変化が求められています。

3. 国連加盟と安保条約の改定

国連当局と話し合うべき問題

1956年12月18日の国連総会で日本の加盟が認められました。国連憲章第78条信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない、が現実のものとなったのです。(142頁)

「日本が国連に加盟するならば、右の規定によって沖縄には信託統治は適用されず三条は失効するのではないか、という問題である。」(142頁)

この三条失効論は、日本の国会で活発に議論されましたが、米国でも問題の深刻さが認識されていました。(149頁)

米統合参謀本部1952年8月15日にまとめた、「ポスト講和期」の沖縄政策に関する覚書で、78条の規定を上げ「講和条約三条が信託統治を前提としている以上、『もし日本が国際連合のメンバーとなるならば、〔三条は〕挑戦と無効化の対象となるであろう』と指摘していたのです。(150頁)

また、日本の国連加盟後 1957 年 1 月 7 日、「国務省のロバートソン次官補はダレス長官あての覚書で、『日本は国際連合の中のアフリカーアジア・グループのリーダーになるとの希望をもって同ブロックとの関係を急速に強めるであろう』との警告を発した。」(150 頁)

早くも米国にとって日本は地域覇権国への歩みを始めようとしている、と認識されていたのです。また対米従属をよしとしない日本の石橋政権への警戒は相当なものでした。

1957 年 2 月 25 日、岸が首相になります。岸は親米とみられていますが、沖縄では返還に向けて独自に動いていました。

沖縄住民の血の叫び

政府は米国の沖縄政策を第三条によって正当化してきましたが、これを維持することが困難になってきていることが国会の論戦でも明らかにされていきます。

岡田春夫の質問にたいし、岸は法律論としては認め、米国にとっては政治的な問題であることを強調しました。このような政府の認識に加えて、1954 年の沖縄の事情報告に続き、1957 年 4 月 16 日、衆議院法務委員会での社会党の佐竹晴記の視察報告がなされました。その報告は、1955 年 3 月 11 日の伊江村真謝区での軍用地接種の実情でした。

「この島は米軍の血によってあぶなっただ島であり、君たちは三等国民だから黙れと言って相手にしない、米兵士がピストルを突きつけたので、恐怖のあまり区民はただおろおろと逃げまわることのみで、なすべきすべを知らなかった」(158 頁)

以下に豊下からの引用で、この問題の重要性を確認しておきましょう。

「ところで佐竹は、『沖縄住民の血の叫び』として久志村辺野古、伊佐浜、伊江村真謝の三つの地区の事例を明らかにし、岸はそれを『悲痛な言葉』として聞いたわけであったが、こうした具体的な事例が国会で明らかにされ議論されることは、きわめて重要な意味をもっていた。なぜなら、ここにこそ沖縄問題の本質が現れているからである。」(160 頁)

「とすれば、そもそも米国はなんのために戦い、いかなる価値を実現するために軍事作戦を展開するのであろうか。80 万人の人々を『自由主義』『民主主義』『民主的なルール』の外に追いやって戦われる戦いとは、いかなる意味をもつのであろうか。自由と民主主義を守る戦いのために自由と民主主義を抑圧する、しかもそれを、組織的かつ大規模に長期にわたって実施するという“究極の逆説”が、他ならぬ沖縄に生み出されることになった。こうした背景があるからこそ、実に皮肉なことに米国は、共産主義者による『植民地主義』との批判キャンペーンに、過敏なほどに反応せざるをえなかったのである。」(162 頁)

この豊下の問題提起は、現在の日本が、安全保障に関して憲法を超える拘束力によって支配されている、という現実を踏まえれば、今あえて熟慮すべき課題です。

安保条約改定に向けて

岸首相の下で安保条約改定の交渉が行われました。1957 年 4 月 10 日、岸・マッカーサー駐日大使と非公式の会談をし、訪米に向けての準備でこれ以降数回の会談を重ねました。会談で岸は、国民感情の悪化により、10 年のタイムリミットを話題としました。この報告を受けたダレスは直ちに干渉します。駐日大使は交渉しているわけではない、会談を減らすべき、という指示をしたのです。ダレスは日本の中立主義的立場を懸念していました。

1957 年 6 月 19 日、岸・アイゼンハワー首脳会談で、岸は、①三条に 10 年のタイムリミットを設ける。②沖縄における米軍基地の必要性は認めるが、基地のために施政権の全部を米国が保持することは理解できない。土地問題は深刻である、と述べました。

これに対して、アイゼンハワーは、日本が共産主義と戦う真のパートナーになる精神力を持つことの要請。人口密度の高い国に外国軍が存在することによってきわめて深刻な問題が引き起こされていることは認識している。侵略があったときに日本からの干渉を受けることなく迅速に反撃できること、それだけだ。(170 頁)と返しました。

6 月 20 日からのダレス国務長官との会談では、ダレスが沖縄の問題は、軍人が必要とする自由、軍事計画を作る上において他から拘束されない自由だと主張。

岸は、「防衛整備計画を着実に遂行しつつあると応じたうえで、日本の防衛略の増強と国連加盟によって日米関係は安保条約締結時とは異なった段階に入ったと述べ、両者の新たな協力関係の構築の必要性を説いた。」(172 頁)

ダレスは、奄美と違い、沖縄での米国の支配を放棄するいかなる可能性もない、と強硬に主張したので、岸は沖縄返還要求を口に出せずじまいでした。(172 頁)

岸の訪米によって、ダレスは日米関係の大きな変化が起きたことを認め、「建設的な時代の始まり」だと褒めあげました。(175 頁)

会談で、沖縄に対する日本の潜在的主権がはじめて公式にみとめられました。ブルースカイ・ポリシーの原則が、日米共同声明において明文化されました。これによって施政権の返還要求は事実上凍結されることとなりました。(176 頁)

豊下は、この交渉で、岸がパワー・ポリティクスを欠落指摘しています。講和条約第三条もその性質上暫定的なものだということで、これを共同声明に盛り込むよう努力すべきであったし、国連カードを切るべきだった。

「日本が国連に加盟してから初の日米会談において、日本政府はパワー・ポリティクスの“常識”を欠落させた外交を展開し、これ以降大きな負債を背負い込むこととなった。」(183 頁)

ブルースカイ・ポリシーは、1967 年 11 月の佐藤・ジョンソン共同声明で削除されるまで、両国間の公式表明でもちいられ、日本による沖縄の施政権返還要求を封じ込める役割を果たすことになりました。(183 頁)

4. 沖縄返還

「政府統一見解」と沖縄返還

“虚偽発言”から「密約」へ

佐藤首相は、日米首脳会談での池田の虚偽発言を批判し、自らは米国に対して正面から沖縄返還を要求していくと言っていました。

池田が病に倒れた後、65 年に政権を握った佐藤は、65 年以降沖縄問題に取り組み、69 年 11 月のニクソン大統領との共同声明を経て、72 年 5 月に『核抜き・本土並み』の一括返還を成し遂げました。(256 頁)

「ところが、実に皮肉なことに、池田の“虚偽発言”を批判した佐藤が、返還にあたって『核密約』『財政密約』といった重大な「密約」を取り交わしていたことが、その後明らかになってきた。」(256 頁)

佐藤はなぜ密約を結ぶような関係に入り込んだのでしょうか。

豊下は、講和条約第三条についての政府統一見解が問題だったと主張しています。

ダレスが講和会議で言及した「潜在主権」、これが沖縄返還の足掛かりになったことは間違いない。

「ところが、この『潜在主権』の前面に立ちはだかったのが、他ならぬ講和条約第三条である。前述したように、佐藤政権は 65 年 9 月 7 日に『政府統一見解』を発したが、そこでは、『米国が、信託統治の提案を行わないことをもって、同条違反であるとか、米国による施政権行使の根拠が失われたとかいうことはできない』との見解が示された。これでいけば、講和条約三条は、米国による沖縄の事実上の“無期限支配”を法的に根拠づけたものとなる。」(257 頁)

豊下は、政府統一見解の問題点を次のように指摘しています。

三条失効の局面はいくつか存在した。①奄美返還の時の、アイゼンハワーが打ち出した「ブルースカイ・ポリシー」時に、これは三条には書かれていないという問題。②1956 年末に日本が国連に加盟したとき。この時の国会での議論。信託統治論の破綻。③1960 年 12 月の国連の「植民地独立付与宣言」、これらの局面で日本政府は外交的努力をしなかった。では佐藤は何を根拠に沖縄返還を求めたのでしょうか。

それは沖縄住民と日本国民の「強い願望」でこれに米国が応えてくれることを期待、というものでした。(261 頁) これは、政府統一見解にある「日米友好関係を背景とする日米間相互信頼に基づき解決を図るべき問題である」という立場でした。(261 頁) これが、67 年 11 月のジョンソン大統領との二度目の会談で佐藤が切ったカードでした。

11 月 15 日の日米共同声明から「ブルースカイ・ポリシー」への言及が消えました。その理由は佐藤が切ったカードにあると豊下は指摘しています。

佐藤のアメリカでの演説。「沖縄が日本本土に復帰することと、沖縄の基地がその機能を有効に果たすことは決して矛盾するものではない」(264 頁)

つまり「沖縄が返還された後も、米軍の軍事拠点としての沖縄が占領期同様に機能することを日本が保障するような枠組みで沖縄の返還を図る、という路線で突き進んだわけである。」(265 頁)

核密約と財政密約を結ばざるを得ない必然性がここにあったのです。

IV. 日本の安全保障の課題

1. 日本政府は、現在独自の外交を展開する能力を欠落させている。
2. ブルースカイ・ポリシーを逆手に取った、緊張緩和の外交的努力こそ求められている。
3. その際の安全保障のカギは日本社会と経済のより良い進路の提示にかかっている。
4. 冒頭で上げた今後の課題の解明が求められている。

1955 年～1980 年代末 対米従属の下での経済の高度成長

米国との貿易摩擦

為替の是正 プラザ合意

1990 年～現在 対米従属の下での経済停滞

日本は今や国家破産の状況にある。これに対応できる緊急の政策提言が求められている。